

平成28年 No.37

○東京学芸大学基金管理運営規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

租税特別措置法の改正における国立大学法人への個人寄附に係る税額控除制度の導入に伴い、税額控除対象法人としての証明を受けるため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成28年 9 月21日 基金会議・役員会 審議・承認

東京学芸大学基金管理運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成28年 9 月23日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成28年規程第26号

東京学芸大学基金管理運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学基金管理運営規程（平成24年規程第 8 号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学基金管理運営規程の一部改正について

改正理由：租税特別措置法の改正における国立大学法人への個人寄附に係る税額控除制度の導入に伴い、税額控除対象法人としての証明を受けるため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （事業） 第4条 基金は、次の各号に掲げる事業の支援を行うものとする。 （1） 学生に対する支援事業 （2） 国際交流の支援事業 （3） 学芸むさしの奨学金事業 （4） 教育研究活動等への助成事業 （5） キャンパス環境の整備・充実事業 （6） その他教育研究上必要な事業 （基金の運営） 第5条 基金が行う事業の支援は、基金あての寄附金等をもって充てる。 <u>2 前条第1号から第3号までに掲げる学生に対する修学支援に係る事業の支援に充てられる寄附金等は、修学支援事業の基金とし、他の号に掲げる事業の支援に充てられる寄附金等とは独立して管理するものとする。</u> <u>（修学支援事業の基金の使途）</u> <u>第6条 修学支援事業の基金は、経済的理由により修学が困難な学生に対する次の各号に掲げる使途に充当するものをもって構成する。ただし、東京学芸大学への入学に関して寄附されるものを除く。</u> <u>（1） 授業料、入学料及び学寮に入寮した場合の寄宿料の全部又は一部の免除その他学生の経済的負担の軽減を図るもの</u> <u>（2） 教育研究上の必要があると認めた学生による海外への留学に係る費用を負担するもの</u> <u>（3） 学資を貸与又は給付するもの</u> <u>（使途の変更の禁止）</u> <u>第7条 修学支援事業の基金に対して拠出された寄附の使途は、変更してはならない。</u> <u>2 修学支援事業の基金から貸与事業の実施に充当するために支出された金銭であつて、当該貸与の結果として、被貸与者より金銭が本学に対して償還された場合にあつて、</u>	〔省略〕 （事業） 第4条 基金は、次の各号に掲げる事業の支援を行うものとする。 （1） 学生に対する支援事業 （2） 国際交流の支援事業 （3） 学芸むさしの奨学金事業 （4） 教育研究活動等への助成事業 （5） キャンパス環境の整備・充実事業 （6） その他教育研究上必要な事業 （基金の運営） 第5条 基金が行う事業の支援は、基金あての寄附金等をもって充てる。

ては、当該償還された金銭は、再び修学支援事業の基金に帰属するものとしなければならない。

(東京学芸大学基金会議)

第8条 基金の管理運営に関する次の事項を審議するため、国立大学法人東京学芸大学基金会議（以下「基金会議」という。）を置く。

- (1) 基金の運営に関する事項
- (2) 委員の選任に関する事項
- (3) 事業計画及び資金に関する事項
- (4) 規程の改正に関する事項
- (5) その他基金に関し必要な事項

2 基金会議の委員は、次の者で構成する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 事務局長
- (5) 総務部長
- (6) 財務施設部長
- (7) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名
(委員長及び副委員長)

第9条 基金会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学長をもって充てる。

3 副委員長は、総務を所掌する理事をもって充てる。

(委員長及び副委員長の任務)

第10条 委員長は、基金会議を総括し、代表者となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その代理となり、任務を遂行する。

(会議)

第11条 基金会議は、委員長が招集し議長となる。

- (1) 基金会議は、必要に応じて随時開催するものとする。
- (2) 基金会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- (3) 議決を要する事項については、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資金管理)

第12条 資金管理については、次のとおりとする。

(東京学芸大学基金会議)

第6条 基金の管理運営に関する次の事項を審議するため、国立大学法人東京学芸大学基金会議（以下「基金会議」という。）を置く。

- (1) 基金の運営に関する事項
- (2) 委員の選任に関する事項
- (3) 事業計画及び資金に関する事項
- (4) 規程の改正に関する事項
- (5) その他基金に関し必要な事項

2 基金会議の委員は、次の者で構成する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 事務局長
- (5) 総務部長
- (6) 財務施設部長
- (7) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名
(委員長及び副委員長)

第7条 基金会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学長をもって充てる。

3 副委員長は、総務を所掌する理事をもって充てる。

(委員長及び副委員長の任務)

第8条 委員長は、基金会議を総括し、代表者となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その代理となり、任務を遂行する。

(会議)

第9条 基金会議は、委員長が招集し議長となる。

- (1) 基金会議は、必要に応じて随時開催するものとする。
- (2) 基金会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- (3) 議決を要する事項については、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資金管理)

第10条 資金管理については、次のとおりとする。

(1) 基金に専用の口座を設ける。 (2) 会計は、<u>財務施設部財務課</u>が処理する。 (顕彰) 第<u>13</u>条 基金に寄附を行った個人又は団体に対して顕彰するものとする。 2 前項の顕彰に関し必要な事項は、別に定める。 (庶務) 第<u>14</u>条 基金会議の庶務は、<u>総務部総務課</u>が処理する。 (規程の改廃) 第<u>15</u>条 この規程の改廃は、基金会議及び役員会の議を経て学長が定める。 (補則) 第<u>16</u>条 この規程に定めるもののほか、基金について必要な事項は、基金会議の議を経て学長が別に定める。 附 則 <u>この規程は、平成28年9月23日から施行する。</u>	(1) 基金に専用の口座を設ける。 (2) 会計は、<u>東京学芸大学財務施設部財務課</u>が処理する。 (顕彰) 第<u>11</u>条 基金に寄附を行った個人又は団体に対して顕彰するものとする。 2 前項の顕彰に関し必要な事項は、別に定める。 (庶務) 第<u>12</u>条 基金会議の庶務は、<u>東京学芸大学総務部総務課</u>が処理する。 (規程の改廃) 第<u>13</u>条 この規程の改廃は、基金会議及び役員会の議を経て学長が定める。 (補則) 第<u>14</u>条 この規程に定めるもののほか、基金について必要な事項は、基金会議の議を経て学長が別に定める。
--	---